

**【生産性向上特別措置法】
先端設備等導入計画
認定申請について**

平成30年7月24日
墨田区産業観光部経営支援課

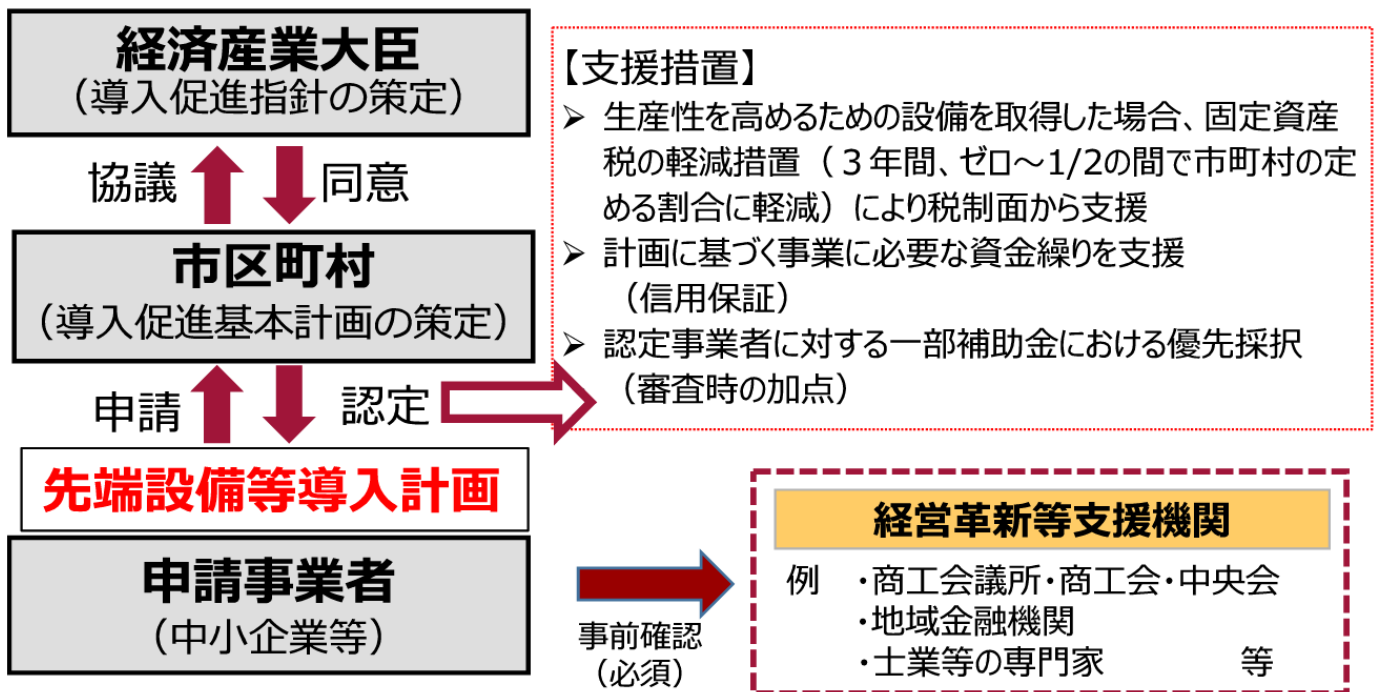
1. 先端設備等導入計画とは

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。認定を受けた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。

認定申請にあたっては、**中小企業庁HPに掲載されている「先端設備等導入計画策定の手引き」の最新版を必ずご確認ください。**

中小企業庁HP: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

<先端設備等導入計画のスキーム>



※認定経営革新等支援機関（商工会議所・中央会・士業・地域金融機関等）に予め計画の確認を受けてから、区に申請してください。
※認定された場合、計画実行のための支援措置（税制措置等）が受けられます。

※先端設備等導入計画の認定を受けることができる中小企業者の範囲や法人形態と、税制支援の対象となる「中小企業者等」は定義が異なります。支援の内容や要件については、中小企業庁HPに掲載されている「先端設備等導入計画策定の手引き」の最新版を必ずご確認ください

2. 認定を受けることができる中小企業者

先端設備等導入計画の認定を受けることができる「中小企業者」は、**中小企業等経営強化法第2条第1項に定める「中小企業者」となります。**

業種分類	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(注)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

(注)自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く

※認定を受けることができる「中小企業者」の詳細については、中小企業庁HPに掲載されている「先端設備等導入計画策定の手引き」をご覧ください。
※該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要となります。

※墨田区で認定を受けられるのは、**新規取得する設備が墨田区に所在する場合**です。

※固定資産税の特例措置の対象となる中小企業者の定義とは異なります。

3. 先端設備等導入計画の内容

先端設備等導入計画は、中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を、③一定程度向上させるため、④先端設備等を導入する計画を策定し、墨田区の「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けることができます。

主な要件	内容
①計画期間	計画認定から3年間、4年間または5年間
②労働生産性	労働生産性の計算式 $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量} (\text{労働者または労働者数} \times 1 \text{人あたり年間就業時間})}$
③一定程度向上	計画期間において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
④先端設備等(注)	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 ○機械装置 ○測定工具および検査工具 ○器具備品 ○建物附属設備 ○ソフトウェア

(注) 固定資産税の特例措置の対象となる設備には、さらに一定の条件が加わります。

※先端設備等導入計画の認定には、上記に加え、以下の要件を満たす必要があります。

- 国の「導入促進指針」および墨田区の「導入促進基本計画」に適合すること
- 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

4. 墨田区導入促進基本計画の概要

墨田区導入促進基本計画は区HPからご覧ください。

http://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_matidukuri/keiei_sien/sentan_nintei.html

項目	内容
対象地域	区内全域
対象業種	すべての業種
先端設備等導入計画の期間	計画認定から3年間、4年間または5年間
労働生産性向上の目標	先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類 (注)	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 ○機械装置 ○測定工具および検査工具 ○器具備品 ○建物附属設備 ○ソフトウェア

(注) 固定資産税の特例措置の対象となる設備には、さらに一定の条件が加わります。

※先端設備等導入計画の認定には、上記に加え、以下の要件をすべて満たす必要があります。

○人員削減を目的として先端設備等を導入するものではないこと

○国税及び地方税を滞納していない者

○次に該当しない者

- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制化にある団体
- ・墨田区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団である団体又は代表者若しくは団体の構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者である者
- ・会社法第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- ・会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- ・その他資格審査において不適當であると区長が認める者

5. 固定資産税の特例措置

①中小企業者等が、**②適用期間内**に、墨田区から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、**③一定の設備**を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロになります。

主な要件	内容
①中小企業者等	○資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ○資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ○常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
②適用期間	平成30年6月6日から平成33年3月31日までの期間
③一定の設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備(ただし、中古資産は対象外) 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ○機械装置(160万円以上/10年以内) ○測定工具および検査工具(30万円以上/5年以内) ○器具備品(30万円以上/6年以内) ○建物附属設備(60万円以上/14年以上)(注)

(注)償却資産として課税されるものに限ります。

※対象設備については、①生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上していること、②減価償却資産の種類ごとに設定されている販売開始時期、の2つを満たしていることについて、工業会等から証明書を取得する必要があります。

固定資産税の特例措置については、中小企業庁HPおよび東京都主税局HPを必ずご確認ください。

中小企業庁HP:

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

東京都主税局HP:

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/shitsumon/tozei/seisanseikoujou.pdf>

6. 認定申請の手続き

以下の申請書類を経営支援課窓口までご持参ください。郵送による申請はできません。また、提出の前に必ず申請書類一式の写しをとっておいてください。内容を確認させていただく場合がありますので、申請者がご持参ください。

<申請書類>

書類	部数等
① 申請書	原本1部
② 認定経営革新等支援機関による事前確認書	原本1部
③ 前年度の固定資産税の納税証明書	原本1部
④ 返信用封筒 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)	

※前年度の固定資産税の納税証明書は、都税事務所で取得することができます。証明書取得の手続き等については、東京都主税局HPをご覧ください。
東京都主税局HP: <http://www.tax.metro.tokyo.jp/shomei/index.html#L2>

<税制措置の対象となる設備を含む場合>

上記①～④に加え、以下の書類

書類	部数等
⑤ 工業会証明書	写し1部
⑥ 誓約書(⑤の追加提出を行う場合)	原本1部

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は、以下⑦⑧も必要です。

書類	部数等
⑦ リース契約見積書	写し1部
⑧ リース事業協会が確認した軽減額計算書	写し1部

7. 変更申請の手続き

<変更申請について>

認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る「先端設備等導入計画」を変更しようとするとき(設備の追加取得等)は、区の変更認定を受けなければなりません。

<変更申請書類>

書類	部数等
① 変更申請書	原本1部
② 変更認定申請に係る添付書類	原本1部
③ 先端設備等導入計画(変更後) (認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。)	原本1部
④ 認定経営革新等支援機関による事前確認書	原本1部
⑤ 旧先端設備等導入計画(認定後返送されたもの)	写し1部
⑥ 返信用封筒 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)	

<税制措置の対象となる設備を含む場合>

上記①～⑤に加え、以下の書類

書類	部数等
⑦ 工業会証明書	写し1部
⑧ 誓約書(⑦の追加提出を行う場合)	原本1部

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は、以下⑦⑧も必要です。

書類	部数等
⑨ リース契約見積書	写し1部
⑩ リース事業協会が確認した軽減額計算書	写し1部

8. 申請から認定までの期間

申請書類に不備等がなければ、申請から1～2週間程度で認定書を交付する予定です。

9. 提出先・お問い合わせ先

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20(墨田区役所14階)

TEL:03-5608-6184 FAX:03-5608-6934

Eメール:keiei@city.sumida.lg.jp

受付時間:9時から17時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

先端設備等導入計画の申請にあたっては、事前に中小企業庁HPを必ずご確認ください。

中小企業庁HP:

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>